

貸金業法が 大きく変わります！



平成 22 年 6 月 18 日に改正法が施行され、

- 借入総額が「年収の 3 分の 1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。
- 借入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。
年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.fsa.go.jp/>

借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を！

相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内します。

消費者ホットライン(消費生活相談窓口)
金融庁・金融サービス利用者相談室

ゼロ・ゴ・ナ・ナ・ゼロ 守ろうよみんなを
0570-064-370
0570-016-811・03-5251-6811

